

札幌市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年8月

札幌市



さっぽろ市
01-E06-14-1375
26-1-87

目 次

1. はじめに.....	1
2. これまでの経緯.....	1
3. 対策における札幌市の計画体系.....	2
4. 基本的な方針.....	3
(1) 新型インフルエンザ等対策の主目的.....	3
(2) 基本的考え方.....	4
(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	6
(4) 流行規模及び被害想定.....	7
(5) 対策推進のための役割分担.....	9
(6) 行動計画の主要6項目.....	11
① 実施体制.....	11
② サーベイランス・情報収集.....	13
③ 情報提供・共有.....	14
④ 予防・まん延防止.....	16
⑤ 医療.....	19
⑥ 生活・経済の安定確保.....	21
(7) 発生段階.....	21
5. 各段階における対策.....	24
(1) 未発生期.....	25
① 実施体制.....	25
② サーベイランス・情報収集.....	25
③ 情報提供・共有.....	26
④ 予防・まん延防止.....	27
⑤ 医療.....	29
⑥ 生活・経済の安定確保.....	31
(2) 海外発生期.....	32
① 実施体制.....	32
② サーベイランス・情報収集.....	32
③ 情報提供・共有.....	33
④ 予防・まん延防止.....	34
⑤ 医療.....	35
⑥ 生活・経済の安定確保.....	36
(3) 国内発生早期.....	37
① 実施体制.....	37
② サーベイランス・情報収集.....	38
③ 情報提供・共有.....	38
④ 予防・まん延防止.....	39

⑤ 医療.....	40
⑥ 生活・経済の安定確保.....	41
(4) 市内発生早期.....	43
① 実施体制.....	43
② サーベイランス・情報収集.....	44
③ 情報提供・共有.....	44
④ 予防・まん延防止.....	44
⑤ 医療.....	45
⑥ 生活・経済の安定確保.....	46
(5) 市内感染期.....	47
① 実施体制.....	47
② サーベイランス・情報収集.....	48
③ 情報提供・共有.....	48
④ 予防・まん延防止.....	49
⑤ 医療.....	50
⑥ 生活・経済の安定確保.....	52
(6) 小康期.....	54
① 実施体制.....	54
② サーベイランス・情報収集.....	54
③ 情報提供・共有.....	55
④ 予防・まん延防止.....	55
⑤ 医療.....	56
⑥ 生活・経済の安定確保.....	56
市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策.....	58
【用語解説】.....	60

1. はじめに

平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、瞬く間に世界中に拡がり、世界的な大流行となり、日本国内では発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されており、入院患者数は全国で約1.8万人、死亡者数は203人、死亡率は0.16（人口10万対）となった。

当時の流行では、病原性の高いウイルスではなかったこと、医療機関への受診率が高く早期に治療を開始できたこと、などの理由により、日本国内における死亡率は他国に比べ低い水準となった。

しかしながら、今後、別の新たな「新型インフルエンザ」が、世界的な大流行を引き起こす懸念は依然としてある。

また、未知の感染症である新感染症には、感染力の強さから「新型インフルエンザ」と同様に社会的影響が大きな感染症が発生する可能性もある。

国は、平成24年5月に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に定める新型インフルエンザ等感染症及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響がある感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることを目的とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定した。

これに伴い、国は、平成17年12月に策定し、数次の改定を行っている「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「国行動計画」という。）」について、平成25年6月に再度改定を行い「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）と改めた。

今回の「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）」の改定は、特措法及び政府行動計画を踏まえたものとなっている。

また、行動計画の改定に併せ、「札幌市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」と「札幌市新型インフルエンザ対応マニュアル」を改定することとし、より総合的かつ具体的な対応ができるよう体制の整備を図っていく。

2. これまでの経緯

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このため、国では、平成17年12月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、国行動計画を策定し、その後、科学的知見の蓄積を踏まえ、数次にわたる改定を行っている。

平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

また、この新型インフルエンザ（A/H1N1）への対策を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応などについて、多くの知見や教訓等が得られた。

他方で、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。

新型インフルエンザ等が発生しまん延する場合に備え、適切に対応できるよう十分な準備を進める必要があるため、新たに制定された特措法及び政府行動計画を踏まえて、行動計画の更なる改定を行うこととした。

なお、行動計画は新型インフルエンザ等を対象としたものである。

（市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応については、別添「市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策」参照）

新型インフルエンザ等の発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ等対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があることなどから、行動計画等については適時適切に修正を行うこととする。

3. 対策における札幌市の計画体系

札幌市では、新型インフルエンザ発生時における札幌市としての対策の基本的な方針及び認識を示すものとして、平成18年2月に行動計画を策定している。この度の国の政府行動計画の策定（平成25年6月）に合わせ、下記①から③を改定することとし、これらを一体の計画体系として構成し、札幌市における新型インフルエンザ等対策を講じていく。

① 行動計画

新型インフルエンザ等流行時における対応方針、感染拡大防止のための臨時的対策について定めている。

② 業務継続計画

新型インフルエンザ等流行時において、行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を優先して実施するとともに、継続すべき重要な業務などの優先業務へ人員を配置するなど最低限必要な業務を維持するための事前計画である。

③ 新型インフルエンザ等対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）

行動計画、業務継続計画の運用に不可欠な実施事項に係る具体的な手順、方法等を明確化するために整備する。

《行動計画・継続計画・対応マニュアルの関係》

	行動計画	業務継続計画	対応マニュアル
対象	札幌市、市民、医療機関等関係機関	行政機関としての札幌市	行政機関としての札幌市
目的	発生段階毎に以下の応急対策の内容を定めたもの	新型インフルエンザ等流行時に最優先に行うべき業務を事前に定め、限られた資源を効率的に活用し、市民サービスの継続を図る	行動計画、業務継続計画の運用に不可欠な実施事項に係る具体的な手順、方法等を明確化する
業務	新型インフルエンザ等対策業務	札幌市におけるすべての業務（新型インフルエンザ等対策業務、一般継続業務、縮小業務、休止業務）	新型インフルエンザ等対策業務

- ・ 行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置き、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。
- ・ また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、適宜、業務継続計画及び対応マニュアルに定めることとする。

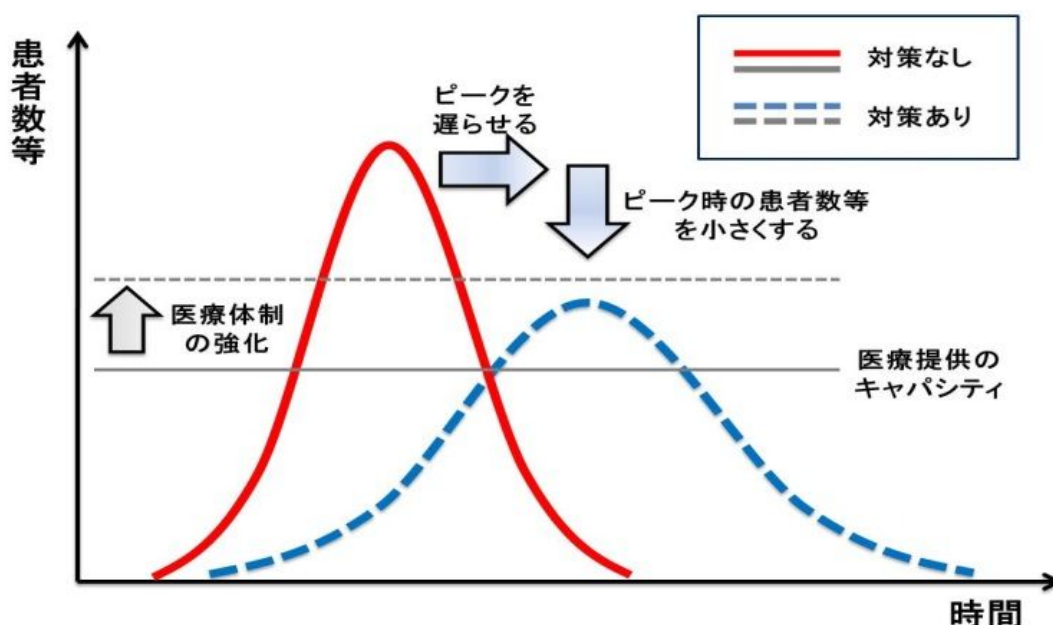
4. 基本的な方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の主目的

病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等がひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、保健・医療の分野だけでなく社会全体に影響が及び、社会・経済の破綻が危惧される。こうした事態を生じさせないよう、札幌市としても、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークをできる限り遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をできる限り少なくし、患者数の急激な増加を抑えることにより、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
2. 生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成、実施などにより、医療の提供の業務又は生活及び経済の安定に寄与する業務維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



(2) 基本的考え方

新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、対策についても不確定要素が多く、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

科学的知見及び国や他の地方公共団体の対策も参考にしながら、札幌市の地理的な条件、都心部への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。

その上で、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。

【未発生期】

- ・ 札幌市では、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施するため、政府行動計画やガイドラインを踏まえ、札幌市の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定める。
- ・ 実施体制の構築に加え、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や医療体制の整備、市民に対する啓発や企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

【海外発生期】

- ・ ウイルスの国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。
- ・ 発生時における準備体制を構築するため検疫への協力等により、ウイルスの侵入時期をできる限り遅らせる。
- ・ 病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については縮小・中止を図るなど見直しを行う。

【国内・市内発生早期】

- ・ 水際対策、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、ウイルスの感染拡大スピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

【市内感染期】

- ・ 行動計画等に従い、国、北海道及び民間事業者等と相互に連携し、医療の確保、生活及び経済の安定確保、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力を行う。なお、社会が緊張し、行動計画等で予め定めたとおりにいかないことが考えられるため、状況に応じて臨機応変に対応するよう努める。
- ・ 医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮、工夫を行う。

市民の生命及び健康に重大な被害をあたえる恐れのある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むな

どの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人は、発生時にそれぞれが適切に対応していけるよう、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進めることが求められる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性の高い重症急性呼吸器症候群（SARS）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

（３）新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

札幌市は新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、行動計画等に基づき、国、北海道、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

札幌市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携の確保

札幌市感染症対策本部及び札幌市新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部、北海道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

④ 記録の作成、保存

札幌市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、札幌市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(4) 流行規模及び被害想定

① 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等感染症は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、当初の想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討する。新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

行動計画の策定に際しては、過去に世界で大流行したインフルエンザに係る国の想定を参考とし、発病率については全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は 0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は 2.0%と想定している。これら推計については、随時最新の科学的知見を踏まえて見直すこととする。

ア 国による全国推計

- 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。
- 全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。

イ 札幌市における推計

- 全市民の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は約 246,600 人～約 474,300 人と推計した。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計値の最大値である約 474,300 人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインイン

フルエンザを重度（致死率 2.0%）として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 36,500 人、死亡者数の上限は約 1,900 人、重度の場合では、入院患者数の上限は約 182,800 人、死亡者数の上限は約 9,800 人と推計した。

- 全市民の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くとの仮定の下での入院患者の発生分布の試算によると、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は約 3,000 人、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は約 14,800 人と推計した。

		国		札幌市	
		中等度	重 度	中等度	重 度
罹患率		25%	25%	25%	25%
患者数 (外来受診者数)		約 1,300 万人 ～ 約 2,500 万人	約 1,300 万人 ～ 約 2,500 万人	約 246,600 人 ～ 約 474,300 人	約 246,600 人 ～ 約 474,300 人
入院患者数		約 53 万人	約 200 万人	約 36,500 人	約 182,800 人
死亡者数		約 17 万人	約 64 万人	約 1,900 人	約 9,800 人
ピーク時	1 日最大 新規外来患者数	-	-	約 5,300 人	約 5,300 人
	1 日最大患者数	-	-	約 36,800 人	約 37,400 人
	1 日最大 新規入院患者数	-	-	約 400 人	約 2,000 人
	1 日最大 入院患者数	約 10.1 万人	約 39.9 万人	約 3,000 人	約 14,800 人

実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得る。

推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、衛生状況等については推計の前提とはしていない。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

② 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザの社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が出勤できない事態が想定される。一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、市民生活のあらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

(5) 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、北海道など都道府県、医療機関、事業者、個人もそれぞれに役割を担っている。

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割については以下のとおりである。

1. 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

また、指定行政機関では、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図り、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家等の学識経験者からの意見を踏まえ、対策を進める。また、各地域での対策の実施主体となる地方公共団体と緊密に連携を図る。

2. 地方公共団体

新型インフルエンザ等の発生時には、基本的対処方針に基づき、自らの地域の状況

に応じて判断を行い、対策を強力に推進する責務を有する。

【北海道】

北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。また、道内の市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

【札幌市】

住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施する。対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

市内における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、生活及び経済の安定の確保に最大限努めるとともに、市民や事業者（市内公共交通機関等ライフライン事業者、観光事業者、マスメディア等の民間事業者）へ協力依頼や支援を行う。

なお、政府行動計画では、保健所を設置する政令指定都市である札幌市は、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、発生前から北海道と地域医療体制の確保等に関する協議を行い、連携を図っておく。

3. 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため新型インフルエンザ等患者を診療する際の院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4. 社会機能の維持に関わる事業者

【指定（地方）公共機関】

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【登録事業者】

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。

市内における事業者（市内公共交通機関等ライフライン事業者等）は、札幌市と情報交換・共有を図るとともに、他の事業者などと統一した対策を実施するなど連携協力するよう努める。

5. 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

6. 個人

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

また、新型インフルエンザ等患者等の人権が損なわれることのないよう留意する。

(6) 行動計画の主要6項目

行動計画においては、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」及び「生活及び経済に及ぼす影響を最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、下記6項目に分けて立案している。

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療
- ⑥ 生活・経済の安定確保

各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

① 実施体制

新型インフルエンザ等は、病原性が高く感染力が強い場合等、生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、新型インフルエンザ等が発生した場合、札幌市は、国、北海道、事業者と相互に連携を図り一体となった取組を実施する必要がある。また、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、

全庁一丸となった取組が求められることから、発生段階が進展した場合には、札幌市として、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

ア 未発生期

発生前より北海道との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

常時設置している「札幌市感染症対策本部（以下「対策本部」という。）」（本部長：市長）を中心とした体制を構築し、相互に連携を図り、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するため、各発生段階に応じた計画を予め策定し、庁内関係局区及び医療機関等の各関係団体等に周知しておく。

また、対策本部内に、関係課の課長職で構成する「札幌市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置し、当該会議の枠組を通じ、事前準備の進捗を確認し、全局区における認識の共有を図るとともに、庁内の連携を確保しながら一体となった取組を推進する。

また、庁内における業務継続計画を整備し、新型インフルエンザ等の発生時においても庁内各部局の重要業務を継続する体制を整える。特に、保健所においては、平素から、保健所長を事務局長とする対策本部事務局を中心として、対策本部の諮問機関である「新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）」の意見を踏まえ、対策の推進を図る。

イ 海外発生期以降

市民の生命と健康を守り、都市機能を維持するため、全庁一体となった対策を推進する。新型インフルエンザ等の発生に伴い、「札幌市感染症対策本部事務局（事務局長：保健所長）」を設置し、速やかに市長、副市長及び関係局長からなる「札幌市感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）」を開催する。

また、有識者会議を開催し、新型インフルエンザ等の傾向、流行状況、札幌市としての対策のあり方などについて意見を求める。

対策本部は、上記有識者会議、及び、医学・公衆衛生の専門家の意見を踏まえ、国や北海道、近隣市町村との緊密な連携の下、迅速かつ適切な対策を強力に推進する。必要に応じて、局区における対策支部を設置するものとする。

また、関係課の課長職で構成する「新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、全流行状況等に関する迅速な情報提供を行い、対策本部の考え方・対応等についての情報共有を図るなど、全庁的に意思疎通を行いやすい体制にする。

本部体制については、発生段階に応じ、本部長が決定する。対策本部事務局の体制強化等に係る具体的な内容については業務継続計画及び対応マニュアルにおいて定める。

さらに国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、国が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、札幌市

として必要な措置を講じる。

なお、緊急事態宣言が行われた場合には、常設の対策本部に替えて、札幌市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく、「札幌市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新対策本部」という。）」を設置し、新型インフルエンザ等対策にあたることとする。

② サーベイランス・情報収集

サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげ、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元する。情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意する。

海外の状況については、厚生労働省や国立感染症研究所等を通じ、発生国やWHOを中心としたインフルエンザサーベイランスのためのネットワーク及び感染症に関する早期警戒・対応のためのネットワーク並びに国際獣疫事務局（OIE）が導入している早期警戒システムなどからの情報を迅速に入手し、対策に関する判断を行う際に役立てる。

また、国や北海道が実施する鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスに協力し、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。国が新感染症に関するサーベイランス体制を構築した後、サーベイランスを実施することとする。

ア 未発生期

厚生労働省や国立感染症研究所等を通じ、海外での新型インフルエンザの発生に係る情報を入手する。

また、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、国及び北海道等と連携して、以下の事項について常時サーベイランスを実施する。

- ・全国的な流行状況
- ・入院患者及び死亡者の発生動向
- ・流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性
- ・学校等における感染拡大の兆候

さらに、未発生期から、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに関する研究や検疫等の対策の有効性に関する研究や、研究により得られた科学的知見に関する情報収集を積極的に行う。

イ 海外発生期から国内発生早期

海外、国内他地域での発生状況、ウイルスの特徴等について速やかに情報を収集・分析して必要な対策を実施するとともに、市内での発生をいち早く探知する。

この段階では、情報が限られているため、国及び北海道等と連携して、サーベイ

ランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- ・市内における新型インフルエンザ患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、患者の全数把握
- ・新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握
- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握の強化
- ・入国者中の有症者の推移の把握

さらに、発生時には速やかに、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究その成果に関する情報収集を行い、対策の検討の際に活用する。

ウ 市内発生早期から市内感染期

市内における発生状況を把握し、必要な対策を実施し、その効果を評価する。

市内感染期に入り、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者及び入院患者の全数把握は、その意義が低下し、また、サーベイランス実施上の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

また、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、医療提供体制等の確保に活用する。また、市内で流行するウイルスの亜型や薬剤耐性等に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

③ 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

対策のすべての段階、分野において、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションを図っていくが、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握ができるよう努める。

イ 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた様々な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 未発生期の対応

- ・継続的な情報提供により、新型インフルエンザ等の発生の可能性について注意を喚起し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合の対策等に関し周知を図る。

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を市民、医療機関、事業者等に情報提供する。
- ・ 児童生徒等に対して、学校は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 海外発生期以降の対応

- ・ 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。
- ・ 医療機関や札幌市医師会その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。
- ・ リアルタイムでの正確な双方向の情報共有のため、直接的なコミュニケーションの手段としてインターネット等を活用する。札幌市内の情報は、対策の現場の状況、現場で必要とされている情報として、国や北海道へ提供・発信していき、対策にあたっては反映させていく。
- ・ 媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮し、特に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。
- ・ 誤った情報が出た場合には、速やかに正しい情報に修正する又は誤情報を撤回させ正しい情報に置き換える必要がある。

オ 情報収集の利便性向上

- ・ 政府行動計画では、国は、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報等を、必要に応じて、集約し総覧できるサイトを設置することとしていることから、札幌市としても国が設置するサイトを活用して情報収集の利便性向上に努める。

カ 情報提供体制

- ・ 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、広報担当者が適時適切に情報を共有するための方策について検討する。
- ・ 提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した

情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活用する。

④ 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止

(ア) 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知する。

(イ) 未発生期から海外発生期までのまん延防止対策

個人レベルでの対策については、未発生期から手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促す。

また、自らが新型インフルエンザ等の患者となった場合は、感染を拡げないよう外出の自粛、マスクの着用といった基本的な行動の理解促進を図る。

地域・社会レベルでの対策については、海外発生期に行う国内発生をできるだけ遅らせるための対策と、市内での感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れをもった戦略に基づき実施する。

学校・保育施設等では、感染が広がりやすく、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけとなる可能性があるため、感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

海外発生期には、新型インフルエンザ等の海外での発生状況に応じた感染症危険情報の発出、市内での患者発生に備えた体制の整備を図る。

(ウ) 国内発生早期以降のまん延防止対策

国内発生早期から市内発生早期には、個人レベルでの手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかける。感染拡大をなるべく抑え、流行のピークを遅らせ、流行のピークにおける影響をできるだけ小さくする。

また、患者の同居者等の濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させる可能性を低減する。

新型インフルエンザ等緊急事態（以下「緊急事態」という。）においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請、学校・保育施設等の臨時休業や、各学校等へ入学試験の延期等の施設の使用制限、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場における感染予防策や一部の事業の自粛要請等の職場対策について情報提供を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

市内感染期には、患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。患者の同居者等の濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は中止する。引き続き、学校・保育施設等の対策や、社会対策を実施する。

イ 予防接種

（ア）ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

新型インフルエンザの発生前から、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種が円滑に行われるよう国が決定した接種対象者や接種順位のあり方等に基づき具体的な接種について検討する。国が決定した法的位置づけ、接種の実施主体、接種の実施方法等に基づき、集団的な接種を基本とした接種体制を構築する。

発生後に、新型インフルエンザウイルスの特徴等も踏まえて定めるべき事項は、速やかに決定できるよう、決定の方法等を可能な限り事前に定めておく。

新型インフルエンザ対策全体の中でのワクチンの位置付けや、ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給される量、接種対象者、接種体制といった基本的な情報について積極的な情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

（イ）特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることから、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしている。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性を認められるのは、国及び地方公共団体と同様に新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしている。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、社会インフラに関わる事業者、介護福祉事業者、食料製造・小売事業者等としている。

また、特定接種の実施に当たっては、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順に実施することを基本としている。

実際に発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る国の基本的対処方針に従い、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定されることとなる。

札幌市では、「新型インフルエンザ等対策の実施に携わる札幌市職員」を対象に特定接種を実施する。

原則的に集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制を構築する。

（ウ）住民接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種（以下「臨時の予防接種」という。）を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定による予防接種（以下「新臨時接種」という。）を行うこととなる。

政府行動計画では、住民接種の対象者を①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4つの群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等を踏まえて接種順位を決定することとしている。

接種順位については、重症化、死亡をできる限り抑えることに重点を置く考え方、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方や、これらを併せた考え方を踏まえて決定するとしている。

また、原則的に集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制を構築する。

（エ）留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し決定することとされており、札幌市としても適切な接種体制の構築に努める。

(オ) 医療関係者に対する要請等

札幌市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう、北海道に働きかける。

⑤ 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。

特に、地域医療体制整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供に協力する医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

イ 発生段階毎の医療体制整備

(ア) 未発生期の医療体制

札幌市は、札幌市医師会、札幌薬剤師会、市内の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、消防等からなる対策会議を活用する等、札幌市内の関係者と密接に連携を図りながら、実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置準備を進める。

(イ) 海外発生期から市内発生早期までの医療体制

発生当初においては、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

国内発生早期においては、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、北海道の策定する感染症病床の利用計画を踏まえ、対応について検討する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者の診療のために、国内発生当初は「帰国者・接触者外

来」(発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有する者を対象とした外来)を設置して診療を行う。

新型インフルエンザ等の患者はその他の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があるため、その他の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫などの院内感染対策を行う。

医療従事者はマスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

帰国者・接触者相談センター(発生国からの帰国者や、国内患者との濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター)を設置し、その周知を図る。

帰国者・接触者外来等医療提供体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来・相談センターのあり方等については、医師会等の医療関係者と協議のうえ、「対応マニュアル」に定める。

(ウ) 市内感染期の対応

帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が見られるようになった場合などには、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、インフルエンザの診療を行うすべての医療機関)で診療する体制に切り替える。

患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けるとともに、在宅療養の支援体制を整備するなど、医療提供体制の確保を図る。

感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるよう、事前に、その活用計画を策定する。

ウ 医療関係者に対する要請等

政府行動計画では、知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等することができることとされており、札幌市は必要に応じ、北海道に対し、医療関係者の要請等を行うよう働きかける。

エ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

抗インフルエンザウイルス薬については、最新の科学的知見に基づく、国及び北海道の備蓄・配分、流通調整等を注視し、北海道と連携しながら調整等を行う。

オ 関係機関との情報共有等

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との

迅速な情報共有が必須であることから、札幌市医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用により情報共有に努める。

厚生労働省における新型インフルエンザ等の診断及び治療方法等が確立した場合には、各医療機関に周知徹底を行い、医療機関はこれに従い早期に診療を行う。各医療機関は、保健所、区保健センターと綿密に連携をとり、検体の採取・搬送、患者・接触者の健康状況の把握に協力する。

⑥ 生活・経済の安定確保

新型インフルエンザは、多くの患者が発生し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人や家族の罹患等により、生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、生活及び経済への影響を最小限とするため、各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行うよう要請・支援する。

また、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防や事業継続のための計画により、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えるよう支援する。

(7) 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、「政府対策本部」が決定することとしている。

国は、平成23年9月の国行動計画の改定において、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断するものとした。また、国は国内発生早期と国内感染期における地域ごとの発生段階を併せて示している。

札幌市では、これらの発生段階に準拠し、行動計画を定めているが、政府行動計画に係る「国内発生早期」については、札幌市内において新型インフルエンザ等患者が発生しているか否かにより段階を分け、「国内発生早期」、「市内発生早期」として整理している。また、「国内感染期」については、札幌市内の流行状況を中心に対策を講ずることから「市内感染期」として整理している。

また、国、北海道が決定する各段階に対応した対策をまとめた行動計画だけでなく、

業務継続計画・対応マニュアルなどに基づき、より具体的な想定のもと、事前に体制を整備することとし、庁内組織の設置、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制を確保しておく。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意が必要である。また、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容が変化する可能性があることに留意する。

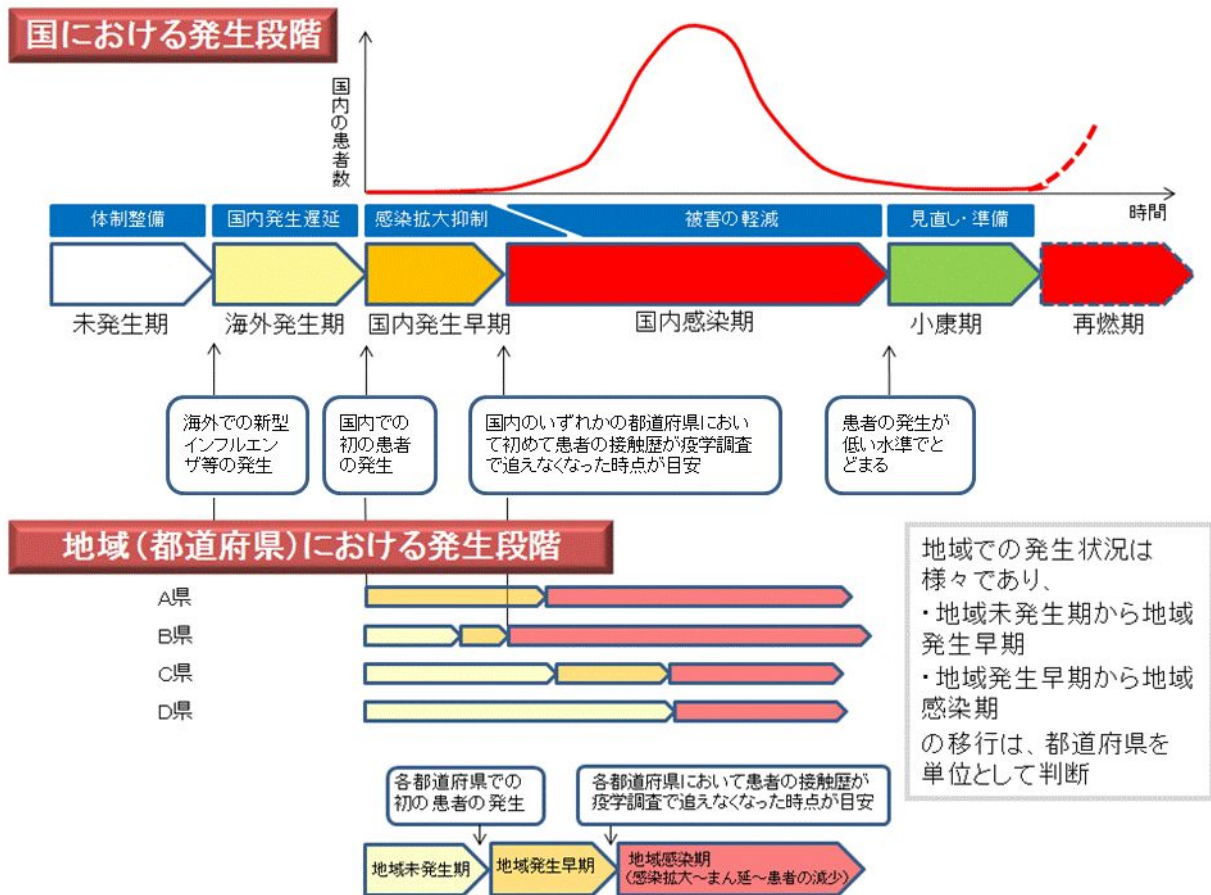
＜国の想定する発生段階＞

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

＜国と札幌市の発生段階対応表＞

国	札幌市
未発生期	未発生期
海外発生期	海外発生期
国内発生早期 ・ 地域未発生期 ・ 地域発生早期	国内発生早期 市内発生早期
国内感染期 ・ 地域未発生期 ・ 地域発生早期 ・ 地域感染期	市内感染期
小康期	小康期

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



5. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

行動計画では、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて様々な状況に応じることができるよう、想定できる複数の対策を選択肢としてリストアップしておき、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴その他の状況を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

対策の実施や中止時期の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、対応マニュアル等に定める。

- ※ 個別の対策の末尾には所管を付記している。
- ※ 所管は、個別の対策のうち一部を担当するものも含む。
- ※ 所管は基本的には部単位で記載しているが、教育委員会、交通局、水道局、病院局、消防局については、局単位で記載している。

(1) 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国や北海道との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策方針：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国や北海道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に探知するため、国、北海道との連携強化に努め、継続的な情報収集を行う。また、国が実施する動物サーベイランスに協力する。

① 実施体制

ア 行動計画等の策定

- ・ 特措法及び政府行動計画並びに北海道行動計画に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、業務継続計画及び対応マニュアル等の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。【危機管理対策部、保健所】

イ 体制の整備及び国・北海道等との連携強化

- ・ 庁内における取組体制を整備・強化するために、「新型インフルエンザ等対策連絡会議」の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定等を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。【危機管理対策部、保健所】
- ・ 国、北海道、業界団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。【危機管理対策部、保健所】
- ・ 民間事業者等における行動計画、事業継続計画等の策定、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家等の養成等を支援する。【危機管理対策部、保健所】
- ・ 自衛隊、北海道警察等と連携を進めるための必要な体制整備を行い、連携体制の確認を行う。【危機管理対策部、保健所】

② サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等の対策などに関する国内外の情報を収集する。【保健所、

衛生研究所】

○主な情報収集源

- ・厚生労働省
- ・国立感染症研究所
- ・国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO））
- ・国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術研究機構動物衛生研究所
- ・北海道保健福祉部健康安全局
- ・北海道立衛生研究所
- ・検疫所

イ インフルエンザに関する通常のサーベイランス

- ・ 毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の変向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関のうち病原体定点に指定された医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。【保健所、衛生研究所】
- ・ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。【保健所】
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。【保健所、教育委員会、子育て支援部】
- ・ 国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力し、免疫状況の把握に努める。【保健所】
- ・ 国が実施する、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。【保健所】

ウ 調査研究

- ・ 国内発生早期から、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び北海道等との連携等の体制整備を図る。【保健所】
- ・ 国が実施する季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究に協力し、科学的知見の情報収集に努める。【保健所】

③ 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。【広報部、保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
- ・ 手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべ

き個人レベルの感染予防策の普及を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

イ 体制整備

- ・ コミュニケーションの体制整備として以下を行う。
 - 新型インフルエンザ等の発生に備え、発生状況に応じた情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体及び機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては、「対応マニュアル」などにより決定しておく。【広報部、保健所】
 - 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を整備する。広報担当者を中心としたチーム・班の設置、担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等の詳細については、「対応マニュアル」において定める。【広報部、保健所】
 - 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活用する体制を構築する。【広報部、保健所】
 - 国が構築するメールや電話等のネットワークツールを活用して、緊急に情報を提供できる体制を整備する。【広報部、保健所】
 - 新型インフルエンザ等発生時に、相談に応じるため、コールセンター等の準備を進める。【広報部、保健所】

④ 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

（ア）個人レベルでの対策の普及

- ・ 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑わしい場合、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に国が緊急事態宣言を行った際に実施される緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策について情報提供を行う。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

（イ）地域・社会レベルでの対策の周知

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る、個人における対策のほか、インフルエンザ様症状の認められた従業員の健康観察や受診勧奨等の職場における季節性インフルエンザの感染対策について周知を図るための準備を行う。新型インフルエンザ等緊急事態における学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の

施設の使用制限の要請等の対策について情報提供を行うための準備を行う。【広報部、地域振興部、保健所、教育委員会、子育て支援部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】

(ウ) 衛生資器材等の状況把握

- ・ 国及び北海道等を通じ、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況把握に努める。【保健所】

(エ) 水際対策

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。【保健所】
- ・ 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、北海道その他関係機関との協力・連携に努める。【保健所】

イ 予防接種

(ア) ワクチン供給体制の確保

- ・ 北海道行動計画では、北海道は道内においてワクチンを円滑に流通できる体制の構築に努めるとされており、札幌市としては北海道が実施する対策に協力する。【保健所】

(イ) 特定接種に係る登録事業者の登録

- ・ 国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知、登録事業者の登録等に協力する。【保健所】

(ウ) 接種体制の構築

【特定接種】

- ・ 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」の「予防接種に関するガイドライン」など厚生労働省が示す接種体制を参考に、特定接種の対象となる職員の具体的な範囲や接種順位に係る考え方を整理し、集団的接種を原則とした接種体制の構築を図る。【保健所】

【住民接種】

- ・ 国及び北海道の協力を得ながら、臨時の予防接種又は新臨時接種により、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種可能な体制を構築する。【保健所】
- ・ 政府行動計画では、市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する等、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするように努める必要があるとされており、札幌市としても、国及び北海道の技術的支援を受け、必要な対策を講じることとする。【保健所】
- ・ 国の示すモデル等に基づき、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法等、接種の具体

的な実施方法を策定する。【保健所】

エ 情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報について情報提供を行う。【保健所】

⑤ 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・ 札幌市医師会、札幌薬剤師会、市内中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる連絡会議等を設置し、関係者と密接に連携をとりながら、札幌市における医療体制の整備を推進する。【保健所、病院局、消防局】
- ・ 行動計画のより詳細かつ具体的な内容を「対応マニュアル」において定めておく。【保健所】
- ・ 札幌市の要請に応じて対応した場合における被災補償等、医療従事者が不利益を被らない工夫について検討を行う。【職員部、保健所】
- ・ 国の要請に基づき、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。一般の医療機関には、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。【保健所】

イ 国内感染期に備えた医療の確保

- ・ 国内感染期に備え、以下の措置を行う。【保健所】
 - すべての医療機関に対する、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成要請、その作成支援。
 - 感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、北海道立病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備。
 - 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握。
 - 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについての検討。
 - 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定についての検討。
 - 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供方法の検討。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、北海道大学病院、札幌医科大学附属病院に

- 対し、患者対応マニュアルを作成するなどの準備を要請する。【保健所】
- ・ 市内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【消防局】
- ウ ガイドラインの内容の周知、研修等
- ・ 国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの内容について、医療機関に周知する。【保健所】
 - ・ 国、北海道及び関係機関等と協力し、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。【保健所】
- エ 医療資器材の整備
- ・ 必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保する。【保健所】
- オ 検査体制の整備
- ・ 衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施する体制を整備する。【保健所、衛生研究所】
- カ 医療機関等への情報提供体制の整備
- ・ 新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。【保健所、衛生研究所】
- キ 抗インフルエンザウイルス薬
- (ア) 抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。【保健所、衛生研究所】
- (イ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- ・ 国及び北海道における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、札幌市独自に、医療従事者等への予防投与を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。【保健所】
 - ・ 新たな抗インフルエンザウイルス薬について、情報収集を行い、国及び北海道の備蓄状況を踏まえた札幌市全体の備蓄割合を検討する。【保健所】
- (ウ) 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、新型インフルエンザ発生時における円滑な供給体制の構築、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対する抗インフ

ルエンザウイルス薬の適正流通についての指導に関し、国、北海道の実施に協力する。【保健所】

⑥ 生活・経済の安定確保

ア 事業継続計画の策定促進

- ・ 札幌市として、全庁的な新型インフルエンザ対策に係る業務継続計画を整備する。【保健所】
- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。また、札幌市内に位置する指定（地方）公共機関及び登録事業者（以下「指定（地方）公共機関等」という。）による事業継続計画の策定を支援する。【総合交通計画部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局】
- ・ 指定（地方）公共機関等の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時における弾力的、具体的な対応策について検討する。【総合交通計画部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局】

イ 物資供給の要請等

- ・ 国及び北海道等と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備について協力する。【保健所、産業振興部】

ウ 要援護者への生活支援

- ・ 市内感染期における高齢者、障がい者等の社会的弱者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを「対応マニュアル」において定める。【保健福祉局総務部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

エ 火葬能力等の把握

- ・ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備する。【保健所】

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。【保健所】

(2) 海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 市内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策方針：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合を想定し、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を講じる。
- 2) 海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行い、関係機関等との情報共有を進める。
- 3) 国内発生した場合には早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 国が行う検疫に協力し、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、生活及び経済の安定確保のための準備を進め、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

① 実施体制

ア 体制強化

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、市長に報告するとともに、速やかに「対策本部会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国及び北海道の動向を踏まえ、札幌市における初動の対処方針について協議・決定する。【危機管理対策部、保健所】
- ・ 対策本部は、ウイルスの特性、感染拡大の状況等に応じ、有識者会議における意見を得たうえで、更なる基本的対処方針を決定する。【保健所】
- ・ 罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と認められる場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。【保健所】

② サーベイランス・情報収集

ア 情報収集等

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、厚生労働省、国立感染症研

究所等を通じて必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致死率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）
- ・ 生活及び経済に関する情報

イ 国内サーベイランスの強化等

- ・ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。【保健所、衛生研究所】
- ・ 新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、すべての医師に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。【保健所】
- ・ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。【保健所】
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】

ウ 調査研究

- ・ 国が発生した新型インフルエンザ等の病原体を入手した段階で実施予定の、各年齢層等における抗体保有状況の調査に協力する。【保健所】

③ 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 市民及び民間事業所等に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本とし、ホームページ等の複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。【広報部、保健所、衛生研究所、観光コンベンション部、各区保健福祉部】
- ・ 情報提供にあたっては、情報集約、整理及び一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報提供する場合には、適切に情報提供できるよう、対策本部が調整する。【保健所】

イ 情報共有

- ・ 国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。【保健所、衛生研究所、観光コンベンション部】

ウ コールセンター等の設置

- ・ 対応マニュアルに基づき、広報及び情報提供のための各相談窓口、コールセンタ

- 一等の設置及び運営を開始する。【保健所】
- 国が作成したQ & A等を参考に市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等において、適切な情報提供を行う。【広報部、保健所】
- コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。【広報部、保健所】
- 医療機関及び医師からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。【保健所】

④ 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策の準備

- 国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、以下の措置を講じる。
 - 患者への対応（治療・隔離）、患者との濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備。【保健所、病院局】
 - 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効活用した積極的疫学調査。【保健所】

イ 感染症危険情報の発出等

- 海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、外務省の発出する感染症危険情報を踏まえ、市民等に対する渡航の延期などについて情報提供する。【国際部、保健所、教育委員会、関係部】

ウ 水際対策

（ア）検疫の強化

- 検疫の強化に伴い、国（検疫所を含む）や北海道その他関係機関との連携を強化し、検疫法及び国が策定した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」の「水際対策に関するガイドライン」に基づき、国等が実施する水際対策に協力する。【保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】
- 国（検疫所を含む）や北海道その他関係機関からの要請等に応じて、航空機や船舶において有症者と同乗していた者の健康監視に協力する。【保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

（イ）在外邦人支援

- 発生国に滞在又は留学する市民に対し、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。【国際部、保健所、教育委員会】

エ 予防接種

（ア）ワクチン供給体制の確保

- 未発生期と同様に、北海道が実施するワクチンを円滑に流通するための体制の構

築に協力する。【保健所】

(イ) 特定接種

- ・ 国が実施する特定接種に協力するとともに、特定接種の接種対象となる新型インフルエンザ等対策業務などに従事する札幌市職員に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【保健所、衛生研究所、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局、各区保健福祉部】

(ウ) 住民接種

- ・ 国の要請に基づき、臨時の予防接種又は新臨時接種により、全市民が速やかに接種できるよう事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の準備を進める。【保健所】

(エ) 情報提供

- ・ ワクチンの種類や有効性、安全性、接種対象者、接種順位、接種体制等の具体的な情報について積極的に情報提供を行う。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

(オ) モニタリング

- ・ 特定接種及び住民接種の接種開始に伴う接種実施モニタリング、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集及び分析に協力するとともに、評価等に関する情報収集を行う。【保健所】
- ・ ワクチン接種が終了した段階における、国が行うモニタリングに関する総合評価に協力するとともに情報収集を行う。【保健所】

⑤ 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・ 国が定めた新型インフルエンザ等の症例定義に係る情報を、関係機関に周知する。【保健所】

イ 帰国者・接触者外来の設置等医療体制の整備

- ・ 以下の措置を講じる。
 - 帰国者・接触者外来を整備し、発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。【保健所、病院局、各区保健福祉部】
 - 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう札幌市医師会等に協力を依頼する。【保健所】
 - 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断した場合には、直

ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健所】

- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行い、確定診断を行う。【保健所、衛生研究所】

ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

- ・ 以下の措置を講じる。
 - 帰国者・接触者相談センターを設置する。【保健所】
 - 発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

エ 医療機関等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所、衛生研究所】

オ 検査体制の整備

- ・ 衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。【衛生研究所】

カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 国及び北海道における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、流行時の放出方法等についての情報把握を行う。【保健所】
- ・ 医療機関に対し、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者に必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。【保健所】

⑥ 生活・経済の安定確保

ア 事業者の対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう、要請する。【総合交通計画部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局】
- ・ 指定（地方）公共機関等に対し、事業継続に向けた準備を行うよう、要請する。その際、当該事業継続のための具体的な対応策を速やかに検討し、周知を行う。【総合交通計画部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局】

イ 遺体の火葬・安置

- ・ 国からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保するよう準備を行う。【保健所】

(3) 国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・札幌市内で新型インフルエンザ等患者が発生していない状態。
- ・北海道内で新型インフルエンザ等患者が発生している場合、北海道内の地域によって発生状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策方針：

- 1) 国が緊急事態宣言を行った場合には、国及び北海道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じる。
- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 海外の情報に加え、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱及び呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 市内発生早期への移行に備えて、医療提供体制の確保、生活及び経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種をできるだけ速やかに接種できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合にはできるだけ速やかに多くの市民に接種する。
- 7) 国内発生早期の段階においても、北海道内における新型インフルエンザ等患者発生の場合など、直近での市内発生が予想され、札幌市として早めの対策を講ずる必要があると判断できる場合には、「市内発生早期」における対策のうち可能な対策を前倒しして実施する。

① 実施体制

ア 基本的対処方針の決定

- ・国内発生早期に入ったことを市民に対し周知するとともに、対策の基本的対処方針を決定する。【危機管理対策部、広報部、保健所】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

イ 札幌市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・国が緊急事態宣言を行った場合には、常時設置している対策本部に替えて、新対策本部を設置する。【危機管理対策部、保健所】

② サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 厚生労働省等が発表する情報のほか、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性及び安全性等について、必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

イ サーベイランス

- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】
- ・ 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。【保健所】
- ・ 市内の状況をリアルタイムで把握し、国や北海道、市内医療機関等に発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施する。【保健所、衛生研究所】

ウ 調査研究

- ・ 発生した国内患者について、感染経路や感染力、潜伏期等について、国の積極的疫学調査チーム等による情報収集や情報分析に協力し、その結果等についての情報収集を行う。【保健所、衛生研究所】
- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査を速やかに行い、対策に反映させる。【保健所、衛生研究所】

③ 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 利用可能なあらゆる媒体及び機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、観光コンベンション部、各区保健福祉部】
- ・ 個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知し、学校や保育施設等や職場における感染対策についての情報を適切に提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
- ・ コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

イ 情報共有

- ・ 国や北海道など関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、国や北海道が示す対策方針を得つつ、対策現場の状況の伝達に努める。【保健所】

ウ コールセンター等の充実・強化

- ・ 国のQ & Aの改定版を参考にし、コールセンター等の充実・強化を図る。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

④ 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ・ 国の示す感染拡大防止策の実施に資する目安に基づき、業界団体等に対し市民や関係者へ下記対策の実施、要請を行うよう依頼、又は直接市民や関係者へ要請を行う。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対する手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の強い勧奨。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、職場における感染対策の徹底。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】
 - 学校及び保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。【保健所、子育て支援部、教育委員会】
 - 学校保健安全法に基づく適切な臨時休業の実施。【保健所、教育委員会】
 - 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策の実施。【保健所、総合交通計画部、交通局】
- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

イ 水際対策

- ・ 国が実施する渡航者及び入国者等への情報提供・注意喚起等の水際対策に引き続き協力する。【保健所】

ウ 予防接種

(ア) 特定接種

- ・ 海外発生期と同様に、国が実施する特定接種へ協力し、特定接種の接種対象となる札幌市職員に対して、特定接種を行う。【保健所、衛生研究所、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局、各区保健福祉部】

(イ) 住民接種

- ・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給可能になり次第、関係者の協力を得て集団的接種を基本として、新臨時接種による住民接種を開始する。また、国の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始する。
【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、教育委員会、各区保健福祉部】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

エ 緊急事態時のまん延防止対策

- ・ 業界団体等に対し市民や関係者へ上記アの対策と併せて、下記対策の要請を行うよう依頼又は直接市民や関係者へ要請を行う。
 - 北海道が札幌市内を対象とした、特措法第45条第1項に基づく住民に対する不要不急の外出自粛要請を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。【地域振興部、保健所、産業振興部、各区保健福祉部】
 - 北海道が、札幌市内の学校・保育施設等に対し、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請、第45条第3項に基づく指示、第45条第4項に基づく公表を行う場合には、関係部局等と連携して迅速に周知を図る。【保健所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
 - 北海道が、札幌市内の学校・保育施設等以外の施設に対し、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請、第45条第3項に基づく指示、第45条第4項に基づく公表を行う場合には、関係部局等と連携して迅速に周知を図る。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、産業振興部、各区保健福祉部】

オ 臨時の予防接種による住民接種

- ・ 国の基本的対処方針の変更を踏まえ、ウ（イ）の新臨時接種による住民接種に替えて、臨時の予防接種による住民接種を実施する。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、教育委員会、各区保健福祉部】

⑤ 医療

ア 医療体制の整備

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって発熱及び呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。【保健所、病院局、各区保健福祉部】

イ 患者への対応等

- ・ 必要と判断した場合、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査を行う。すべての新型インフルエンザ等患者のPCR検査による確定診断は、患

者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。【保健所、衛生研究所】

ウ 医療機関等への情報提供

- ・引き続き、新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・市内発生早期に備え、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。【保健所】

オ 医療機関・薬局における警戒活動

- ・医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、保健所】

⑥ 生活・経済の安定確保

ア 事業者の対応等

- ・事業者に対し、職場における感染予防策や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するように要請する。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部】
- ・指定（地方）公共機関等に対し、事業継続に向けた取組を要請する。その際、当該事業継続のための対応策を速やかに検討し、周知を行う。【総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局】

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。【広報部、市民生活部】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

ウ 緊急事態時の事業者の対応等

- ・指定（地方）公共機関等は、事業継続計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するために必要な措置を講じる。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局】

エ サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。【広報部、地域振興部、保健所、各区保健福祉部】

オ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 生活及び経済の安定確保のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等へ供給の確保や便乗値上げの防止等の要請、相談窓口の設置等を行う。【市民生活部】

カ 犯罪の予防・取締り

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう北海道警察等に要請する。【危機管理対策部、地域振興部】

(4) 市内発生早期

- ・札幌市内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・市内でも地域によって発生状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策方針：

- 1) 国が緊急事態宣言を行った場合には、国及び北海道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じる。
- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止策について周知し、個人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外・国内の情報に加えて、市内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱及び呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、生活及び経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 引き続き、住民接種をできるだけ速やかに接種できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合にはできるだけ速やかに多くの市民に接種する。

① 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 対策本部長（市長）は、市内における感染者の発生について発表するとともに、市内発生早期に入ったことを宣言する。【危機管理対策部、広報部、保健所】
- ・ 対策本部において、国及び北海道の対策等を踏まえ、有識者会議の意見を取り入れながら、対策の基本的対処方針を決定する。【危機管理対策部、保健所】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

イ 新対策本部による対応

- ・ 国が緊急事態宣言を行った場合には、対策本部に替えて、新対策本部がアの対策を実施する。【危機管理対策部、保健所】

② サーベイランス・情報収集

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

③ 情報提供・共有

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

④ 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ・ 市内発生早期となった場合、感染症法に基づき患者への対応（治療・隔離）や患者との濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。【保健所、各区保健福祉部】
- ・ 国の示す感染拡大防止策の実施に資する目安に基づき、業界団体等に対し市民や関係者へ下記対策の実施、要請を行うよう依頼、又は直接市民や関係者へ要請を行う。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対する手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の強い勧奨。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】
 - 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。【保健所、子育て支援部、教育委員会】
 - 学校保健安全法に基づく適切な臨時休業の実施。【保健所、教育委員会】
 - 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策の実施。【保健所、総合交通計画部、交通局】
- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

イ 水際対策

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

ウ 予防接種

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

エ 緊急事態時のまん延防止対策

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

オ 臨時の予防接種による住民接種

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

⑤ 医療

ア 医療体制の整備

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって発熱及び呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を引き続き継続する。なお、国からの要請に基づき、患者等が増加した段階では、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。【保健所、病院局、各区保健福祉部】

イ 患者への対応等

- ・ 以下の措置を講じる。
 - 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、新型インフルエンザ等の病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。【保健所、病院局】
 - 必要な場合、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査を行う。すべての新型インフルエンザ等患者のPCR検査による確定診断は、市内における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。【保健所、衛生研究所】
 - 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等搬送従事者であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健所、衛生研究所、病院局】

ウ 医療機関等への情報提供

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 市内感染期に備え、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【保健所】
- ・ 医療機関等に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等搬送従事者であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。【保健所】

オ 医療機関・薬局における警戒活動

- ・ 医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部】

⑥ 生活・経済の安定確保

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

(5) 市内感染期

- ・ 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 市内でも、地域によって感染状況等が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療提供体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 生活及び経済への影響を最小限に抑える

対策方針：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であることから、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じて一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。
- 2) 北海道と歩調を合わせ、対策を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をできる限り少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるため、最低限の市民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、引き続き住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

① 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 対策本部長（市長）は、国及び市内の流行状況、国の動向及び専門家の意見を踏まえ、市内感染期に入ったことを宣言する。【危機管理対策部、広報部、保健所】
- ・ 対策本部において、国及び北海道の対策等を踏まえ、有識者会議の意見を取り入れながら、対策の基本的対処方針を決定する。【危機管理対策部、保健所】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

イ 新対策本部による対応

- ・ 国が緊急事態宣言を行った場合には、対策本部に替えて、新対策本部がアの対策

を実施する。【危機管理対策部、保健所】

② サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況、国や他の地方公共団体等の対応について、引き続き厚生労働省・国立感染症研究所等を通じて必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

イ サーベイランス

- ・ 全国の患者数が数百人程度に増加した段階で、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握については、国から都道府県ごとの対応となることから、北海道と連携を図り、全数把握の継続・中止等について検討を行う。【保健所】
- ・ 学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】
- ・ 新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健所、衛生研究所】
- ・ 引き続き、市内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施する。【保健所、衛生研究所】

ウ 調査研究

- ・ 引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状、治療法及び転帰等、対策に必要な調査研究と分析の成果を対策に反映させる。【保健所、衛生研究所】

③ 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 引き続き、利用可能なあらゆる媒体及び機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、観光コンベンション部、各区保健福祉部】
- ・ 引き続き、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場における感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
- ・ 引き続き、コールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供に反映する。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

イ 情報共有

- ・ インターネット等を活用し国や北海道が示す対策方針等の情報を得る、市内における流行や対策の状況を伝達するなど、関係機関等とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。【保健所】

ウ コールセンター等の継続

- ・ 国のQ & Aの改定版を参考にし、コールセンター等を継続する。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

④ 予防・まん延防止

ア まん延防止対策等

- ・ 国の示す感染拡大防止策の実施に資する目安に基づき、業界団体等に対し市民や関係者へ下記対策の実施、要請を行うよう依頼、又は直接市民や関係者へ要請を行う。流行が小規模な段階において、国及び北海道からの要請があった場合には、一定期間、市内全域で積極的な感染拡大防止策を講じることも検討する。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対する手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の強い勧奨。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部、各区保健福祉部】
 - 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。【保健所、子育て支援部、教育委員会】
 - 学校保健安全法に基づく適切な臨時休業の実施。【保健所、教育委員会】
 - 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策の実施。【保健所、総合交通計画部、交通局】
- ・ 関係機関、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、施設における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所】
- ・ 医療機関に対し、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その効果を評価した上で継続の有無を決定する。【保健所】
- ・ 市内感染期となった場合、北海道と協議し、患者との濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。【保健所】

イ 水際対策

- ・ 国内発生早期の記載を参照。

ウ 予防接種

- ・ 国の対策に基づき新臨時接種による住民接種を進める。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、教育委員会、各区保健福祉部】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

エ 緊急事態時のまん延防止対策

- ・ 業界団体等に対し市民や関係者へ上記アの対策と併せて、下記対策の要請を行うよう依頼又は直接市民や関係者へ要請を行う。
 - 北海道が札幌市内を対象とした、特措法第45条第1項に基づく住民に対する不要不急の外出自粛要請を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。【地域振興部、保健所、産業振興部、各区保健福祉部】
 - 北海道が、札幌市内の学校・保育施設等に対し、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請、第45条第3項に基づく指示、第45条第4項に基づく公表を行う場合には、関係部局等と連携して迅速に周知を図る。【保健所、教育委員会、子育て支援部、各区保健福祉部】
 - 北海道が、札幌市内の学校・保育施設等以外の施設に対し、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請、第45条第3項に基づく指示、第45条第4項に基づく公表を行う場合には、関係部局等と連携して迅速に周知を図る。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、産業振興部、各区保健福祉部】

オ 臨時の予防接種による住民接種

- ・ 引き続きウの新臨時接種による住民接種に替えて、臨時の予防接種による住民接種を実施する。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、教育委員会、各区保健福祉部】

⑤ 医療

ア 患者への対応等

- ・ 以下の措置を講じる。
 - 北海道と協議し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。【保健所】
 - 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。【保健所】
 - 在宅で療養する患者に対し、医師が電話での診療により新型インフルエンザ等への感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて国が示す

対処方針を関係機関に周知する。【保健所】

- 医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。【保健所】

イ 医療機関等への情報提供

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・ 国、北海道における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量についての情報収集を行う。【保健所】
- ・ 市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の調査に協力し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要量だけ市内に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、備蓄分の配分等について国及び北海道と調整を行う。【保健所】

エ 在宅患者への支援

- ・ 患者や医療機関等から要請があった場合には、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。【保健福祉局総務部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

オ 医療機関・薬局における警戒活動

- ・ 引き続き、医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、保健所、地域振興部】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

カ 臨時の医療機関設置

- ・ 区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。【保健所】
- ・ 流行がピークを越えた後、状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。【保健所】

⑥ 生活・経済の安定確保

ア 事業者の対応等

- ・ 事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう要請する。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、文化部、スポーツ部】
- ・ 指定（地方）公共機関等に対し、事業の継続を要請する。その際、当該事業継続のための対応策等について、周知を行う。【総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局】
- ・ 各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要な対応策を速やかに検討し、周知を行う。【総合交通計画部、保健所、子育て支援部、産業振興部、観光コンベンション部、各区保健福祉部、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局】

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。【広報部、市民生活部】

ウ 事業者への支援

- ・ 新型インフルエンザ等がまん延し、中小企業等の事業者の経営安定のため必要と考えられる場合に、実情に応じ適切な対応策を講ずる。【産業振興部、観光コンベンション部】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

エ 緊急事態時の事業者の対応等

- ・ 指定（地方）公共機関等は、事業継続計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するために必要な措置を講じる。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局】

オ サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。【地域振興部、保健所、各区保健福祉部】

カ 物資供給の要請等

- ・ 新型インフルエンザ等への対応として必要な場合には、製造・販売事業者等に対

して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資の円滑な流通について調整するよう、北海道に要請する。【保健所、産業振興部】

- ・ 新型インフルエンザ等への対応として必要な場合には、国及び北海道と連携し、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等について調整するよう、北海道に要請する。【保健福祉局総務部、保健所】

キ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 生活及び経済の安定確保のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請、相談窓口の設置等を行う。【市民生活部】

ク 要援護者への生活支援

- ・ 在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を必要に応じて行う。【保健福祉局総務部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、各区保健福祉部】

ケ 遺体の火葬・安置

- ・ 可能な限り火葬炉を稼働させる。【保健所】
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保するよう調整する。【保健所】

コ 犯罪の予防・取締り

- ・ 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、地域振興部】

(6) 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

目的：

- 1) 生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策方針：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に住民接種を進める。

① 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 対策本部は、国の宣言、専門家の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言し、基本的対処方針を変更し、体制の縮小等について検討する。【危機管理対策部、広報部、保健所】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

イ 緊急事態宣言の解除

- ・ 新対策本部は、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じる。【保健所】

ウ 対策の評価・見直し

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行う。【危機管理対策部、保健所】

エ 新対策本部の廃止

- ・ 緊急事態解除宣言が行われた場合、新対策本部を廃止し、常時設置している対策本部の体制に移行する。【危機管理対策部、保健所】

② サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、国や他の地方公共団体の対応につい

て、厚生労働省・国立感染症研究所等を通じて必要な情報を収集する。【保健所、衛生研究所】

イ サーベイランス

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健所、衛生研究所】
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【保健所、衛生研究所、教育委員会、子育て支援部】

③ 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 引き続き、国の宣言を踏まえ、流行が終息方向にあること及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。【広報部、保健所、衛生研究所、観光コンベンション部、各区保健福祉部】
- ・ コールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。【広報部、保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】

イ 情報共有

- ・ 国や北海道など関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国が示す第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針に関する情報を入手し、現場での状況を把握する。【保健所】

ウ コールセンター等の縮小

- ・ 状況を見ながら、コールセンター等を縮小する。【広報部、保健所、各区保健福祉部】

④ 予防・まん延防止

ア 予防接種

- ・ 流行の第二波に備え、新臨時接種により、未接種者を対象に住民接種を進める。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、教育委員会、各区保健福祉部】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

イ 臨時の予防接種による住民接種

- ・ 流行の第二波に備え、アの新臨時接種による住民接種に替えて、臨時の予防接種により、未接種者を対象に住民接種を実施する。【地域振興部、高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、保健所、子育て支援部、教育委員会、各区保健福祉部】

⑤ 医療

ア 医療体制

- ・ 以下の措置を講じる。【保健所】
 - ① 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
 - ② 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

イ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 国において定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。【保健所】
- ・ 流行の第二波に備え、札幌市独自に医療従事者等への予防投与を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。【保健所】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

ウ 緊急事態時の措置

- ・ 国の方針に基づき、市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。【保健所】

⑥ 生活・経済の安定確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 引き続き市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。【広報部、市民生活部】

イ 事業者への支援

- ・ 新型インフルエンザ等がまん延し、中小企業等の事業者の経営安定のため必要と考えられる場合に、実情に応じ適切な対応策を講じる。【産業振興部、観光コンベンション部】

国が緊急事態宣言を行った場合には、併せて以下の対策を講じる。

ウ 業務の再開

- ・ 事業者に対し、市内の感染動向を踏まえ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。【保健所、産業振興部、観光コンベンション部、各区保健福祉部】
- ・ 指定（地方）公共機関等に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な対応を

行う。【高齢保健福祉部、障がい保健福祉部、総合交通計画部、保健所、環境事業部、下水道施設部、水道局、交通局、病院局、消防局】

エ 緊急事態措置の縮小・廃止等

国と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。【保健所】

市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

実施体制

【体制強化】

- ・ 速やかに「対策本部会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。【危機管理対策部、保健所】

【連携】

- ・ 家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、関係機関等との情報交換を行う。【保健所、農政部】

サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。【保健所、衛生研究所】
 - 情報収集源
 - ✓ 厚生労働省
 - ✓ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
 - ✓ 国立感染症研究所：WHO インフルエンザラボレーティングセンター
 - ✓ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
 - ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術研究機構動物衛生研究所
 - ✓ 北海道保健福祉部健康安全局
 - ✓ 北海道衛生研究所
 - ✓ 検疫所

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。【保健所、衛生研究所】

情報提供・共有

国内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び北海道等と連携し、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。【広報部、保健所】

予防・まん延防止

(疫学調査、感染防止策)

- ・ 必要に応じて、国の疫学、臨床等の専門家チームによる積極的疫学調査に協力する。【保健所、衛生研究所】
- ・ 疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）を行う。【保健所、衛生研究所、各区保健福祉部】
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、農政部】

(家きん等への防疫対策※)

※政府行動計画【国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策】から抽出

- ・ 鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、市内の農場段階での衛生管理等を徹底する。市内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。【農政部】
 - ① 北海道との連携を密にし、防疫指針に則した北海道の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。【農政部】
 - ② 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう北海道警察に要請する。【危機管理対策部、農政部】

医療

- ・ 感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。【保健所、病院局】
- ・ 国の要請に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付する。また、検査方法について、衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。【保健所、衛生研究所】
- ・ 鳥インフルエンザ（H5N1）の患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院等の措置を講ずる。【保健所】

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症、脳炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は様々である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生し、大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に、鳥の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異すること等により、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二

種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment：PPE)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

「新型インフルエンザの死亡率」＝「流行期間中における新型インフルエンザによる死亡者数」／「総人口」

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。国は、2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられた。

その後、2011年（平成23年）3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」として

○ 新型インフルエンザ等感染症

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

感染症法では、上記の新型インフルエンザとかつて世界規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく、長期間が経過したものが再興した再興型インフルエンザを合わせて新型インフルエンザ等感染症と定められており、行動計画においても同様の取扱いとする。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致死率(Case Fatality Rate)

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

「新型インフルエンザの致死率」＝「流行期間中における新型インフルエンザによる死亡者数」／「流行期間中における新型インフルエンザの患者数」

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ (H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ (H5N1) を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の感染が疑われる者。

○ 発病率(Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、すべての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

札幌市新型インフルエンザ対策行動計画改定案 に対する意見募集の結果について

新型インフルエンザ対策行動計画改定案について、平成 26 年 6 月 23 日（月）から平成 26 年 7 月 22 日（火）までパブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からご意見を募集しました。

このたび、いただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をまとめましたので報告いたします。

なお、いただいたご意見は、趣旨が変わらない程度に要約しておりますことをご承願いたします。

1 意見募集概要

(1) 意見募集期間

平成 26 年（2014 年）6 月 23 日（月）～平成 26 年（2014 年）7 月 22 日（火）

(2) 意見募集方法

郵送、FAX、電子メール、ホームページ上意見募集フォーム、直接持参

(3) 資料配布場所

札幌市保健所感染症総合対策課、札幌市役所本庁舎 2 階行政情報課、
各区役所総務企画課広聴係、各区役所健康・子ども課

2 意見の概要と札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
	新型インフルエンザ等対策行動計画に禁煙推進と受動喫煙防止対策が不可欠である。	
1	新型インフルエンザの罹患・重症化・死亡リスクを減らすためには、禁煙・受動喫煙防止推進が最も重要な対策の一つであり、新型インフルエンザ対策と行動計画に盛り込むべきである。	新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等感染症及び新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きくなることが予想される未知の感染症である新感染症を対象としております。これらの感染症がひとたび発生すれば、ほとんどの人が免疫を持たないことから、全国かつ急速にまん延し、国民の生命・健康及び生活・経済に重大な影響を与えることが懸念されております。札幌市の行動計画は、これらの感染症の発生時に札幌市が行うべき対策の骨子を定めることを目的としております。 禁煙推進と受動喫煙防止対策につきましては、「健康さっぽろ 21（札幌市健康づくり基

		本計画)」に基づき取組を進めております。
インフルエンザ発症後の外出禁止及び違反者への罰則制定について		
2	札幌市新型インフルエンザ対策行動計画案に、インフルエンザ発症後7日間は外出を禁止する旨と違反者に対する罰則の制定について明記してほしい。	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）では、新型インフルエンザ等緊急事態時において、都道府県知事が不要不急の外出自粛要請などを行うことができるとされており、札幌市の行動計画におきましても北海道知事の要請について市民周知することとしておりますが、特措法では、外出禁止やその違反者への罰則規定が設けられていないことから、札幌市が独自に外出禁止の項目及び罰則規定を設けることはできないと考えております。
札幌市新型インフルエンザ対策行動計画の範囲について		
3	インフルエンザという特定の疾患に限定せず、アレルギー性鼻炎（花粉症）等の高率の有病率を示している疾患を含めた行動計画としてほしい。	新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等感染症及び新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きくなることが予想される未知の感染症である新感染症を対象としております。これらの感染症がひとたび発生すれば、ほとんどの人が免疫を持たないことから、全国かつ急速にまん延し、国民の生命・健康及び生活・経済に重大な影響を与えることが懸念されております。札幌市の行動計画は、これらの感染症の発生時に札幌市が行うべき対策の骨子を定めることを目的としております。
保健所の役割について		
4	保健所の役割が多すぎる。それだけのキャパシティがあるとは思えない。市役所全体に役割を細分化して割り振るべきだ。	実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、地震災害と同様に札幌市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市役所全体で対策を進めてまいります。保健所は、当該対策本部の事務局にあたることから、本行動計画に基づいて実施する対策の主管部局として記載が多くなっておりますが、実際には、市役所全体で役割を割り振って対策を進めてまいります。
北海道との連携について		
5	「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」に「北海道」の役割を記載してよいのか？	特措法では、都道府県知事は政府行動計画、市町村長は都道府県行動計画に基づき、それぞれの行動計画を作成するよう規定されてお

		<p>ります。国や北海道の行動計画では、国、都道府県、市町村などの役割を明記しており、これらの行動計画を基に札幌市行動計画を作成しているため、札幌市の行動計画にも北海道と協議した上で北海道の役割を記載しております。</p>
--	--	---

